

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 引受人 法第十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。</p> <p>十三の二～十五の二 (略)</p> <p>十六 届出仮目論見書 法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、<u>法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。</u></p> <p>十六の二～三十一 (略)</p> <p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第二条 法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売価額の総額</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 引受人 法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。</p> <p>十三の二～十五の二 (略)</p> <p>十六 届出仮目論見書 法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。</p> <p>十六の二～三十一 (略)</p> <p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第二条 法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売価額の総額</p>

(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで及び第十九条第二項第一号から第二号の二までにおいて同じ。)に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券は、前条第二号の規定にかかわらず、同条第一号八に掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三七八 (略)

(開示が行われている場合)

第六条の二 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売出し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第六条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する

(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで及び第十九条第二項第一号から第二号の二までにおいて同じ。)に、当該募集又は売出しを開始する日前二年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券は、前条第二号の規定にかかわらず、同条第一号八に掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三七八 (略)

(開示が行われている場合)

第六条の二 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売出し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第六条各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する

る法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二〇四（略）

（有価証券届出書の記載の特例）

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一〇八（略）

（組込方式による有価証券届出書）

第九条の三（略）

2（略）

3 前二項の規定に該当しない場合であつて、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。第十九条第二項において同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により完全子会社（商法

四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二〇四（略）

（有価証券届出書の記載の特例）

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一〇八（略）

（組込方式による有価証券届出書）

第九条の三（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転（当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。）により設立された完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。第十九条第二項において同じ。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により完全子会社（商法第三百五十二

第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項及び第十九条第二項において同じ。）となつた会社（以下この項において「当該完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項において「適格完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中に於いて適格完全子会社及び当該完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とする。

一・二（略）
4（略）

（参照方式による有価証券届出書）
第九条の四（略）

2～4（略）

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

- 一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行してあり、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

条第一項に規定する完全子会社をいう。以下この項及び第十九条第二項において同じ。）となつた会社（以下この項において「当該完全子会社」という。）のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社（以下この項において「適格完全子会社」という。）が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書（適格完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの）の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中に於いて適格完全子会社及び当該完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とする。

一・二（略）
4（略）

（参照方式による有価証券届出書）
第九条の四（略）

2～4（略）

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

- 一 有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行してあり、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ〜ハ (略)

二・三 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ・ロ (略)

(削る)

ハ〜ト (略)

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 前号ロからトまでに掲げる書類

ハ (略)

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロからトまでに掲げる書類

イ〜ハ (略)

二・三 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ・ロ (略)

ハ 法第十三条第三項の規定により記載内容を省略した届出仮目論見書を使用する場合における当該届出仮目論見書

二〜チ (略)

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 前号ロからチまでに掲げる書類

ハ (略)

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロからチまでに掲げる書類

八〇へ (略)

三〇の二丁六 (略)

2 (略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十二条 法第十三条第二項第一号イ (法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項 (法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 内国会社

イ 第二号様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ 第二号の二様式第一部から第五部までに掲げる事項

ハ 第二号の三様式第一部から第四部までに掲げる事項

ニ 第二号の四様式第一部、第二部及び第四部に掲げる事項

ホ 第二号の五様式第一部から第四部までに掲げる事項

二 外国会社

イ 第七号様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ 第七号の二様式第一部から第五部までに掲げる事項

ハ 第七号の三様式第一部から第四部までに掲げる事項

八〇へ (略)

三〇の二丁六 (略)

2 (略)

(届出目論見書等の記載内容)

第十二条 法第十三条第二項 (法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして内閣府令で定めるものは、第二号様式第四部、第二号の四様式第三部、第二号の五様式第五部又は第七号様式第四部に掲げる事項及び法第二十五条第四項 (法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

(参照方式による目論見書に係る要件)

(削る)

第十二条の二 法第十三条第二項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条において同じ。)に規定する内閣府令で定める要件は、法第五条第四項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成する法第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券に係るものであることとする。

(届出仮目論見書の記載内容の一部省略)

(削る)

第十三条 法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一 内国会社

イ 発行価格又は売出価格

ロ 利率及び償還期限

ハ 新規発行による手取金の額及び使途

ニ 資本金(相互会社にあつては、基金)保険業法(平成七年法律第一百五号)第五十六条に規定する基金償却積立金を含む。)の総額。以下「基金等の総額」という。(の推移

ホ 一株(優先出資にあつては、一口。以下同じ。)(当り配当額及び配当性向

ヘ 株価(優先出資にあつては、その価格。以下同じ。)(の推移

ト 重要な設備の新設、拡充若しくは改修又はこれらの計画(新

規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ 連結損益計算書及び損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二 外国会社

イ 前号に掲げる事項

ロ 本国における法制等の概要

ハ 本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

2 前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

3 前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

(届出目論見書等の特記事項)

第十四条 法第十三条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目

論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ (略)

ロ 当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）
（における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十三条 法第十三条第二項第一号イ（法第二十七条において準用

する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ (略)

(削る)

ロ (略)

ハ 法第十三条第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号八からホまでに掲げる書類に記載された事項

二 届出仮目論見書

イ (略)

(削る)

ロ (略)

ハ 前号ロ及びハに掲げる事項

(削る)

2 前項第一号八に掲げる事項(同項第二号において引用する場合を含む。)

ハは、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ (略)

二 法第十三条第一項ただし書の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号八からホまでに掲げる書類に記載された事項

二 届出仮目論見書(次号に掲げる届出仮目論見書を除く。)

イ (略)

ロ 当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ (略)

二 前号ハ及びニに掲げる事項

三 前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ 前号に掲げる事項

ロ 当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ 当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

2 前項第一号ニに掲げる事項(同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。)

ハは、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十四条 法第十三条第二項第一号ロ(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する法第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ 当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ 法第十三条第三項の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号八からホまでに掲げる書類に記載された事項

二 届出仮目論見書

イ 有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ 記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

二 前号ロ及びハに掲げる事項

2 前項第一号ハに掲げる事項(同項第二号において引用する場合を含む。)は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

(発行価格等の公表の方法)

(新設)

(目論見書の交付を要しない場合)

第十四条の二 法第十五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙並びに国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙（次号において「日刊新聞紙」という。）のうち二以上に掲載する方法

二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又は引受証券会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法

2 前項第二号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあつては、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が経過するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

第十四条の九の二 令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一～五（略）

第十四条の二 法第十五条第二項（法第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、法第十五条第一項に規定する証券会社又は同項に規定する登録金融機関が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。）とする。

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

第十四条の九の二 令第三条の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一～五（略）

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 三 (略)

2 (略)

(少数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第十四条の十五の二 令第三条の二の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 (略)

二 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 証券会社(証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。)(又は証券仲介業者(法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号八において同じ。)(が適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定す

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 三 (略)

2 (略)

(少数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第十四条の十五の二 令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 (略)

二 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 証券会社(証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。)(又は証券仲介業者(法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号八において同じ。)(が適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。)(以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下この項におい

る適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ (略)

ハ 当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3~8 (略)

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第

て単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ (略)

ハ 当該勧誘を行う者が証券会社又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3~8 (略)

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第

六項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二（略）

三 募集若しくは売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が経過した後においては、第一号八又は二に掲げる方法に代えて、目論見書被提供者から目論見書の閲覧の請求があつた場合に次に掲げるいずれかの方法によりすみやかに交付する方法

イ 第一号イにより記載事項を送信する方法

ロ 第二号により記載事項を交付する方法

ハ 記載事項を書面に出力し当該書面を交付する方法

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一（略）

二 前項第一号イ、ハ及び二並びに同項第三号イに規定する方法（目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧し

五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二（略）

（新設）

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一（略）

二 前項第一号イ、ハ及び二に規定する方法（目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。ただし、目論見書被提供者が当該記載事項を閲覧していたことを確認し

ていたことを確認したときはこの限りでない。

三〇五 (略)

4〇6 (略)

(削る)

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならぬ書面を除く。次項において同じ。)において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

たときはこの限りでない。

三〇五 (略)

4〇6 (略)

(仮目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第二十三条の三 前条の規定は、法第二十七条の三十の九第二項の規定による目論見書に記載された事項の提供について準用する。

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の四 法第二十七条の三十の九第三項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならぬ書面を除く。次項において同じ。)において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第三項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

3～6 (略)

(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第二十三条の四 第二十三条の二の規定(同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。)は、法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。)において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

3～6 (略)

(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第二十三条の四の二 第二十三条の二の規定(同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。)は、法第二十七条の三十の九第三項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。)において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

Ⅰ 金融行政の関与に関する法律令（昭和四十八年大蔵省令第55号）

改 正 案	現 行
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【過去1年以内における募集又は売出し】(6) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 過去1年以内における募集又は売出し a この通知書の提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項本文の規定により届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について記載すること。 b～d (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【過去2年以内における募集又は売出し】(6) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 過去2年以内における募集又は売出し a この通知書の提出日前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項本文の規定により届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について記載すること。 b～d (略)</p> <p>(7) (略)</p>

改 正 案	現 行																																		
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> 第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第5 (略) 第6【提出会社の株式事務の概要】(69)	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> 第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第5 (略) 第6【提出会社の株式事務の概要】(69)																																		
<table border="1"> <tr> <td>決算期</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>定時株主総会</td> <td>月中</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>株券の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間配当基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>1単元の株式数</td> <td>株</td> </tr> <tr> <td>株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料</td> <td></td> </tr> </table>	決算期	月 日	定時株主総会	月中	基準日	月 日	株券の種類		中間配当基準日	月 日	1単元の株式数	株	株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料		単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料		<table border="1"> <tr> <td>決算期</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>定時株主総会</td> <td>月中</td> </tr> <tr> <td>株主名簿閉鎖の期間</td> <td>月 日～ 月 日</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>株券の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間配当基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>1単元の株式数</td> <td>株</td> </tr> <tr> <td>株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所</td> <td></td> </tr> </table>	決算期	月 日	定時株主総会	月中	株主名簿閉鎖の期間	月 日～ 月 日	基準日	月 日	株券の種類		中間配当基準日	月 日	1単元の株式数	株	株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料		単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所	
決算期	月 日																																		
定時株主総会	月中																																		
基準日	月 日																																		
株券の種類																																			
中間配当基準日	月 日																																		
1単元の株式数	株																																		
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料																																			
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料																																			
決算期	月 日																																		
定時株主総会	月中																																		
株主名簿閉鎖の期間	月 日～ 月 日																																		
基準日	月 日																																		
株券の種類																																			
中間配当基準日	月 日																																		
1単元の株式数	株																																		
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料																																			
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所																																			

公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第7 (略)
 第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)~(68) (略)

(69) 提出会社の株式事務の概要

a (略)

(削る)

b (略)

c 定款に中間配当をすることができる旨が定められている場合には、商法第293条ノ5第1項に規定する一定の日を「中間配当基準日」の欄に記載すること。

d・e (略)

f 6箇月を1事業年度とする会社にあつては、「決算期」、「定時株主総会」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。

g (略)

(70)~(77) (略)

買取手数料	
公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第7 (略)
 第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)~(68) (略)

(69) 提出会社の株式事務の概要

a (略)

b 「株主名簿閉鎖の期間」の欄には、定時株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するために行う株主名簿(優先出資法に規定する優先出資者名簿を含む。以下同じ。)閉鎖の期間を記載すること。

c (略)

d 定款に中間配当をすることができる旨が定められている場合には、商法第293条ノ5第1項に規定する一定の日を「中間配当基準日」の欄に記載すること。

なお、定款に中間配当基準日の翌日から株主名簿を閉鎖する旨を定めている場合には、株主名簿閉鎖の期間を付記すること。

e・f (略)

g 6箇月を1事業年度とする会社にあつては、「決算期」、「定時株主総会」、「株主名簿の閉鎖の期間」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。

h (略)

(70)~(77) (略)

改 正 案	現 行																																		
第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> 第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第5 (略) 第6【提出会社の株式事務の概要】	第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> 第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第5 (略) 第6【提出会社の株式事務の概要】																																		
<table border="1"> <tr> <td>決算期</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>定時株主総会</td> <td>月中</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>株券の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間配当基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>1単元の株式数</td> <td>株</td> </tr> <tr> <td>株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料</td> <td></td> </tr> </table>	決算期	月 日	定時株主総会	月中	基準日	月 日	株券の種類		中間配当基準日	月 日	1単元の株式数	株	株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料		単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料		<table border="1"> <tr> <td>決算期</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>定時株主総会</td> <td>月中</td> </tr> <tr> <td>株主名簿閉鎖の期間</td> <td>月 日～ 月 日</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>株券の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間配当基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>1単元の株式数</td> <td>株</td> </tr> <tr> <td>株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所</td> <td></td> </tr> </table>	決算期	月 日	定時株主総会	月中	株主名簿閉鎖の期間	月 日～ 月 日	基準日	月 日	株券の種類		中間配当基準日	月 日	1単元の株式数	株	株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料		単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所	
決算期	月 日																																		
定時株主総会	月中																																		
基準日	月 日																																		
株券の種類																																			
中間配当基準日	月 日																																		
1単元の株式数	株																																		
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料																																			
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料																																			
決算期	月 日																																		
定時株主総会	月中																																		
株主名簿閉鎖の期間	月 日～ 月 日																																		
基準日	月 日																																		
株券の種類																																			
中間配当基準日	月 日																																		
1単元の株式数	株																																		
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料																																			
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所																																			

公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第7 (略)

第三部 (略)

第四部【株式公開情報】(11)

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】(12)
(略)

第2【第三者割当等の概況】(13)
(略)

第3【株主の状況】(14)
(略)

(記載上の注意)

(略)

(1)~(10) (略)

(11) 株式公開情報

当該株式が証券業協会におけるグリーンシート銘柄である場合には、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」及び「第三者割当等の概況」の記載に代えて、最近事業年度末日の2年前の日から届出書提出日までの間における当該募集又は売出しに係る同銘柄に係る株式の月別売買高及び月別最高・最低株価を記載すること。

(12) (略)

(13) 第三者割当等の概況

a・b (略)

c 取得者の株式等の移動状況

(a) 最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等(最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に取得したものに限る。)の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合(新株予約権の行使を含む。)には、(12)に準じて記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

(b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に当該新株引受権の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(12)に準じて記載すること。

(c) (略)

買取手数料	
公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第7 (略)

第三部 (略)

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】(11)
(略)

第2【第三者割当等の概況】(12)
(略)

第3【株主の状況】(13)
(略)

(記載上の注意)

(略)

(1)~(10) (略)

(新設)

(11) (略)

(12) 第三者割当等の概況

a・b (略)

c 取得者の株式等の移動状況

(a) 最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等(最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に取得したものに限る。)の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合(新株予約権の行使を含む。)には、(11)に準じて記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

(b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に当該新株引受権の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(11)に準じて記載すること。

(c) (略)

(14) 株主の状況

a (略)

b 所有株式数(他人(仮設人名義を含む。)名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。)の多い順に50名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。

c 個人株主(上位10名までの株主に含まれる個人株主を除く。)の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

d~g (略)

(13) 株主の状況

a (略)

b 所有株式数(他人(仮設人名義を含む。)名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。)の多い順に100名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。

(新設)

c~f (略)

改 正 案	現 行																																		
第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 <div style="text-align: center;"> 有価証券届出書 (略) </div> 第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の株式事務の概要】	第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 <div style="text-align: center;"> 有価証券届出書 (略) </div> 第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1～第4 (略) 第5【提出会社の株式事務の概要】																																		
<table border="1"> <tr> <td>決算期</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>定時株主総会</td> <td>月中</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>株券の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間配当基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>1単元の株式数</td> <td>株</td> </tr> <tr> <td>株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料</td> <td></td> </tr> </table>	決算期	月 日	定時株主総会	月中	基準日	月 日	株券の種類		中間配当基準日	月 日	1単元の株式数	株	株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料		単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料		<table border="1"> <tr> <td>決算期</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>定時株主総会</td> <td>月中</td> </tr> <tr> <td>株主名簿閉鎖の期間</td> <td>月 日～ 月 日</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>株券の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間配当基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>1単元の株式数</td> <td>株</td> </tr> <tr> <td>株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所</td> <td></td> </tr> </table>	決算期	月 日	定時株主総会	月中	株主名簿閉鎖の期間	月 日～ 月 日	基準日	月 日	株券の種類		中間配当基準日	月 日	1単元の株式数	株	株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料		単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所	
決算期	月 日																																		
定時株主総会	月中																																		
基準日	月 日																																		
株券の種類																																			
中間配当基準日	月 日																																		
1単元の株式数	株																																		
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料																																			
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料																																			
決算期	月 日																																		
定時株主総会	月中																																		
株主名簿閉鎖の期間	月 日～ 月 日																																		
基準日	月 日																																		
株券の種類																																			
中間配当基準日	月 日																																		
1単元の株式数	株																																		
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料																																			
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所																																			

公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第6 (略)
 第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

買取手数料	
公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第6 (略)
 第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改 正 案	現 行																																				
第三号様式 【表紙】 【提出書類】 <div style="text-align: center;"> 有価証券報告書 (略) </div> 第一部【企業情報】 第1～第5 (略) 第6【提出会社の株式事務の概要】(48)	第三号様式 【表紙】 【提出書類】 <div style="text-align: center;"> 有価証券報告書 (略) </div> 第一部【企業情報】 第1～第5 (略) 第6【提出会社の株式事務の概要】(48)																																				
<table border="1"> <tr> <td>決算期</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>定時株主総会</td> <td>月中</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>株券の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間配当基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>1単元の株式数</td> <td>株</td> </tr> <tr> <td>株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新株交付手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公告掲載新聞名</td> <td></td> </tr> </table>	決算期	月 日	定時株主総会	月中	基準日	月 日	株券の種類		中間配当基準日	月 日	1単元の株式数	株	株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新株交付手数料		単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料		公告掲載新聞名		<table border="1"> <tr> <td>決算期</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>定時株主総会</td> <td>月中</td> </tr> <tr> <td><u>株主名簿閉鎖の期間</u></td> <td>月 日～ 月 日</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>株券の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間配当基準日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>1単元の株式数</td> <td>株</td> </tr> <tr> <td>株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新株交付手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料</td> <td></td> </tr> </table>	決算期	月 日	定時株主総会	月中	<u>株主名簿閉鎖の期間</u>	月 日～ 月 日	基準日	月 日	株券の種類		中間配当基準日	月 日	1単元の株式数	株	株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新株交付手数料		単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
決算期	月 日																																				
定時株主総会	月中																																				
基準日	月 日																																				
株券の種類																																					
中間配当基準日	月 日																																				
1単元の株式数	株																																				
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新株交付手数料																																					
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料																																					
公告掲載新聞名																																					
決算期	月 日																																				
定時株主総会	月中																																				
<u>株主名簿閉鎖の期間</u>	月 日～ 月 日																																				
基準日	月 日																																				
株券の種類																																					
中間配当基準日	月 日																																				
1単元の株式数	株																																				
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新株交付手数料																																					
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料																																					

株主に対する特典	

第7 (略)
第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第7 (略)
第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改 正 案

現 行

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の株式事務の概要】(30)

決算期	月 日
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載新聞名	

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1～第4 (略)

第5【提出会社の株式事務の概要】(30)

決算期	月 日
定時株主総会	月中
株主名簿閉鎖の期間	月 日～ 月 日
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	

株主に対する特典		公告掲載新聞名	
第6 (略) 第二部・第三部 (略)		第6 (略) 第二部・第三部 (略)	
(記載上の注意)	(略)	(記載上の注意)	(略)

改 正 案

現 行

第四号様式

【表紙】
【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部 【企業情報】
第1～第5 (略)
第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	月 日
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載新聞名	

第四号様式

【表紙】
【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部 【企業情報】
第1～第5 (略)
第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	月 日
定時株主総会	月中
株主名簿閉鎖の期間	月 日～ 月 日
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	

株主に対する特典	
----------	--

第7・第8 (略)
第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

公掲載新聞名	
株主に対する特典	

第7・第8 (略)
第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改 正 案	現 行
<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 【過去1年以内における募集又は売出し】(8) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 過去1年以内における募集又は売出し a この通知書の提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項本文の規定により届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について記載すること。 b ~ d (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 【過去2年以内における募集又は売出し】(8) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 過去2年以内における募集又は売出し a この通知書の提出日前2年以内における募集又は売出し(法第4条第1項本文の規定により届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について記載すること。 b ~ d (略)</p> <p>(9) (略)</p>